

新宿区国民健康保険事務センター業務委託プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新宿区国民健康保険事務センター業務を委託する事業者を選定するためのプロポーザルを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(件名)

第2条 プロポーザルの件名は、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託プロポーザル」とする。
2 選定した事業者に対する業務の委託件名は、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託」とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 事務局とは、本プロポーザルの事務局である、新宿区健康部医療保険年金課庶務係をいう。
- (3) 参加予定者とは、参加申請書兼誓約書（第1号様式）を提出した者をいう。
- (4) 参加者とは、企画提案書（第3号様式）等を提出した者をいう。

(募集要項の公表)

第4条 区は「新宿区国民健康保険事務センター業務委託プロポーザル募集要項」を、令和2年8月21日（金）に、区公式ホームページに掲出し、公表する。なお、公表をもって公募開始とする。

(プロポーザルの実施内容)

第5条 新宿区国民健康保険事務センター業務委託の企画案を募り、最適な企画提案者を受託候補者として選定する。

(応募資格)

第6条 本プロポーザルに参加するための資格は、次の各号の要件を全て満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで次の各号の要件を欠いた場合は、契約しないことができるものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）による入札参加除外

措置期間中でないこと。

- (9) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、現在も保持していること。

(参加受付)

第7条 参加を申請する事業者は、次の各号に掲げる書類を、令和2年9月3日（木）午後3時まで（必着）に事務局へ持参又は郵送で提出すること。

- (1) 参加申請書兼誓約書（第1号様式）
- (2) 会社概要（第2号様式）
- (3) ISMS 又はプライバシーマーク取得を証明できる書類

2 提出された書類を審査した結果については、書面により速やかに通知する。

(企画提案書等の提出)

第8条 参加予定者は、次の各号に掲げる書類を、令和2年9月18日（金）午後3時までに事務局へ提出すること。

- (1) 見積書（準備業務と国民健康保険業務を分け、内訳を付して記載すること。）
- (2) 企画提案書（第3号様式）

2 提出方法は持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

(企画提案書の仕様等)

第9条 企画提案書（第3号様式）は、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託プロポーザル募集要項」の各指示に基づき作成するものとする。

(参加の辞退)

第10条 参加者は、事業者の選定があるまでの間に、本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 前項の辞退は、当該辞退の理由を付して、「参加辞退届」（第4号様式）により行う。

(質問及び回答)

第11条 参加予定者は、本プロポーザルに係る事項について、質問書（第5号様式）を提出することにより、質疑を行うことができる。

2 質問書（第5号様式）は、令和2年9月7日（月）午後3時までに、事務局に提出するものとする。

3 提出方法は、電子メールによる送信とする。なお、提出後、参加予定者は事務局へ電話連絡するものとする。

・メールアドレス iryohonenkin@city.shinjuku.lg.jp ・電話番号 03-5273-3880（直通）

4 区は、令和2年9月11日（金）午後5時（予定）までに、特別の事情が認められる場合を除き、当該質問に対する回答を全参加予定者に社名を伏せて電子メールで通知する。

(評価基準)

第12条 区は、「新宿区国民健康保険事務センター業務委託プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）」を定める。

(第1段階評価)

第13条 企画提案書の提出を受けた区は、「新宿区国民健康保険事務センター業務」を委託する事業者の選定を、新

宿区国民健康保険事務センター業務委託に係る業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に委任する。

- 2 選定委員会は、評価基準に基づき第1段階評価を行い、上位3者程度を、第2段階評価を行う事業者として選定し、区に報告する。
- 3 区は、前項により選定された第2段階評価を行う事業者に対して、第2段階評価に係る審査の実施日等を「第1段階評価の結果について」（第6号様式）により通知する。
- 4 区は、第1段階評価の結果、選定されなかった事業者に対しては、本実施要領第16条第2号の規定に基づき「不採用通知書」（第8号様式）により、不採用となったことを通知する。
- 5 選定委員会の構成員、選定方法その他必要な事項は、別に定める「新宿区国民健康保険事務センター業務委託に係る業者選定委員会設置要領」による。

（第2段階評価）

- 第14条 前条第2項の規定により選定された第2段階評価を行う事業者は、原則、区が指定する日時及び場所において、提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
- 2 前項のプレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名以内とする。

（受託候補者の選定）

- 第15条 選定委員会は、第2段階評価の評価点に、見積価格を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定し、区に報告する。
- 2 前項により選定する受託候補者は、提出した見積価格が委託契約上限額を下回る事業者とする。

（選定結果の通知）

- 第16条 事業者の選定結果については、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類によりその結果を通知する。
- （1） 選定された事業者に対しては、「採用通知書」（第7号様式）により、採用となったことを通知する。
 - （2） 選定されなかった事業者に対しては、「不採用通知書」（第8号様式）により、不採用となったことを通知する。

（参加経費等）

- 第17条 本プロポーザルに参加又は参加するための準備に要した経費は、参加を申請する事業者、参加予定者及び参加者の負担とする。
- 2 参加予定者又は参加者が区に提出した書類等については、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、参加予定者又は参加者への返却は行わない。
 - 3 企画提案書等の提出書類は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利害を害するおそれがある情報を除き、原則公開となる。
 - 4 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
 - 5 企画提案書等の提出書類の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。
 - 6 採用された企画提案の内容について、区は選定された事業者と協議のうえ、選定委員会の審査結果に抵触しない範囲で変更することができる。
 - 7 本プロポーザルで選定された事業者は、毎年度事業評価を行い、一定の評価を得た場合に限り最長で3年間、随意契約の締結を可能にするものとする。

(疑義の決定等)

第18条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき又は本実施要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。